一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○京都府公安委員会告示第二十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第四十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○岡山県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

宮崎県公安委員会委員長　松山　昭

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

国会事項

衆議院

議案提出

三月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

答弁書受領

三月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出行き過ぎた緊縮志向に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出財源に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

三月三日内閣から次の議案が送付された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出）（衆第一号）

人事異動

内閣

財務大臣　片山さつき

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる